

# 能代市森林整備変更計画書

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日

(令和6年3月変更)

秋 田 県  
能 代 市

## 変更事項及び理由

- 1 米代川地域森林計画（令和5年12月変更）に即し、関係する事項を変更
- 2 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項を変更

## 目 次

### II 森林整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 . . . 1
  
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項
    - (1) 人工造林の対象樹種 . . . 1
  
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 . . . 1
  
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 . . . 2
  - 3 作業路網の整備に関する事項
    - (1) 基幹路網に関する事項
      - イ 基幹路網の整備計画 . . . 2
  
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 . . . 3
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 . . . 3

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）は、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図られるよう①～③のとおり定める。また、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。なお、伐採及び集材にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

○皆伐：変更なし

○択伐：変更なし

#### ①育成単層林

変更なし

#### ②育成複層林

変更なし

#### ③天然生林

変更なし

#### ○整備目標別森林施業

変更なし

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

##### （1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとする。なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、クロマツ
広葉樹	ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員及び市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産

課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどし、森林所有者情報の精度向上を図るとともにその情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。このほか、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (km)	対図番号	備考
不動前	52	第二不動前線	2.3	①	
田ノ沢悪戸	101	田ノ沢悪戸線	3.2	②	
柵沢高森	140	柵沢高森線	3.0	③	
根太沢	72	根太沢線	1.7	④	
柵沢高森	80	柵沢高森支線	2.1	⑤	
深沢	120	深沢1線	1.5	⑥	
深沢	100	深沢2線	1.5	⑦	
梅内	250	梅内沢南線	3.9	⑧	
猿田沢	65	猿田沢線	1.1	⑩	

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ丈夫で簡易な規格・構造の林業専用道を導入するなど、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進することとする。

開設/拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	起 69 終 69	第二不動前線	2.3	52	○	①	
開設	自動車道	林業 専用道	起 3 終 3	田ノ沢悪戸線	3.2	101	○	②	
開設	自動車道	林業 専用道	起 119 終 118	柵沢高森線	3.0	140	○	③	

開設	自動車道	林業専用道	起 21 終 21	根太沢線	1.7	72	○	④	
開設	自動車道	林業専用道	起 119 終 138	柁沢高森支線	2.1	80	○	⑤	
開設	自動車道	林業専用道	起 45 終 46	深沢1線	1.5	120	○	⑥	
開設	自動車道	林業専用道	起 42 終 42	深沢2線	1.5	100	○	⑦	
開設	自動車道	林業専用道	起 27 終 23	梅内沢南線	3.9	250	○	⑧	
拡張	自動車道	林道	59	常盤線	2.6	—	○	⑨	
開設	自動車道	林業専用道	起 47 終 47	猿田沢線	1.1	65	○	⑩	

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の養成・確保当たっては、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むものとする。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとする。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとする。また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

変更なし

# 能代市森林整備計画概要図



記号

市町村界	市町村界	市町村界
旧市町村界	旧市町村界	旧市町村界
土地利用	土地利用	土地利用
民有林	民有林	民有林
うち公有林	うち公有林	うち公有林
国有林	国有林	国有林
農地	農地	農地
路網整備等推進区域	路網整備等推進区域	路網整備等推進区域
基幹路網	基幹路網	基幹路網
林道	林道	林道
林道開設予定線	林道開設予定線	林道開設予定線
林業寺用道開設予定線	林業寺用道開設予定線	林業寺用道開設予定線
公道	公道	公道
国道	国道	国道
市町村道	市町村道	市町村道
その他必要な事項	その他必要な事項	その他必要な事項
森林の総合利用施設	森林の総合利用施設	森林の総合利用施設

凡 例

1 市町村界	———
2 旧市町村界	.....
3 土地利用	
(1) 民有林	■
うち公有林	■
(2) 国有林	■
(3) 農地	■
4 路網整備等推進区域	.....
5 基幹路網	
(1) 林道	———
(2) 林道開設予定線	.....
(3) 林業寺用道開設予定線	.....
6 公道	
(1) 国道	———
(2) 市町村道	———
7 その他必要な事項	
(1) 森林の総合利用施設	.....

1:50,000